保険・年金・医療制度

国民健康保険

問 保険医療課

国民健康保険(国保)とは、病気やけがをしたとき、安心して医療を受けられるよう、被保険者が保険税を出し合って、互いに助け合う制度です。奈良県と市町村が協力して運営しています。

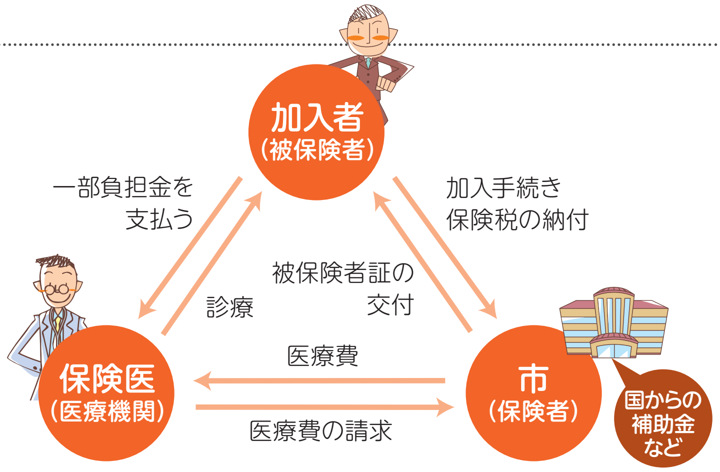

こんなときは届出を

次のようなときは14日以内に届け出てください。本人確認書類およびマイナンバーがわかるものを持参してください。届出ができるのは、本人または同一世帯の世帯員です。その他の人が届出をする場合は、委任状が必要です。

	こんなとき	手続きに必要なもの	
加入するとき	他の市区町村から転入したとき	—	—
	職場の健康保険などをやめたとき	●職場の健康保険などの資格喪失証明書	—
	職場の健康保険などの被扶養者からはずれたとき	●被扶養者でなくなった日付のわかる資格喪失証明書	—
	子どもが生まれたとき	—	—
	生活保護を受けなくなったとき	●保護廃止決定通知書	—
やめるとき	他の市区町村へ転出するとき	—	●国保の被保険者証※
	職場の健康保険などに入ったとき 職場の健康保険などの被扶養者になったとき	●職場の健康保険などの健康保険証(未交付の場合は加入したことを証明するもの)	
	死亡したとき	●死亡診断書(他の市区町村で死亡届を出したとき) ●葬祭執行者(喪主)の氏名が確認できるもの(会葬礼状や葬祭費用領収証など) ●葬祭執行者(喪主)の印鑑(認印で可) ●相続人および葬祭執行者(喪主)の通帳など口座がわかるもの	
	生活保護を受けるようになったとき	●保護開始決定通知書	
その他	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	—	
	世帯が分かれたり、一緒になったとき	—	
	修学のため、子どもが他の市区町村に住むとき	●在学証明書(学生証など)	
	保険証を紛失したとき	—	—

※被保険者証の他に高齢受給者証や限度額適用認定証などがあれば、あわせて持参してください。

国民健康保険に加入する手続きが遅れると…

国保の加入日は、加入の届出をした日ではなく、国保の資格を得る事由の生じた日(転入した日や、他の健康保険をやめた日など)です。そのため、国保の加入手続きが遅れると、加入の時点までさかのぼって保険税を納めなければなりません。また、届出まで被保険者証がないため、その間の医療費はいったん全額自己負担になります。必ず早めの手続きをお願いします。

国民健康保険を脱退する手続きが遅れると…

新たに加入した健康保険などと、国保の両方に保険税などを二重で支払ってしまうことがあります。届出を行うと、後日、国保に払いすぎた保険税は還付されます。ただし、5年を過ぎると時効になり還付できませんので、必ず早めの手続きをお願いします。

国民健康保険の資格喪失後に国民健康保険の被保険者証を使って診療を受けると…

新しく他の健康保険に加入したにもかかわらず、新しい被保険者証の交付が遅れたなどの理由により、国保の被保険者証を使って医療機関などを受診した場合は、医療機関などに対して桜井市が負担した医療費の7割（または8割）部分について、返還する必要があります。対象者には後日、返還金として通知文を送り、請求することがあります。

支払った返還金は、受診時に実際に加入していた健康保険などへ、受診日の翌日から2年以内に療養費として申請することで払い戻しが受けられます。申請時に必要な書類は、各健康保険によって異なります。申請する健康保険組合などへ問い合わせてください。

国民健康保険税

国民健康保険税の納め方は、年齢によって異なります。

区分	説明	国保税	介護保険料
40歳未満	医療分と後期高齢者支援金分を国民健康保険税として納めます。	医療分＋後期高齢者支援金分	
40歳以上65歳未満	医療分・後期高齢者支援金分・介護分を国民健康保険税として納めます。	医療分＋後期高齢者支援金分＋介護分	
65歳以上75歳未満	医療分と後期高齢者支援金分を国民健康保険税として納め、介護保険料は国民健康保険税と別に納めます。	医療分＋後期高齢者支援金分	介護分

税額の計算方法

加入者の医療分・後期高齢者支援金分・介護分（40歳以上65歳未満の人に課税）について、それぞれ所得割・均等割・平等割（介護分はなし）を算出し、合計した額となります。ただし、それぞれの合計額が課税限度額を超える場合は、課税限度額になります。

※国民健康保険税は世帯主に課税されます。

※世帯主が職場の健康保険に加入しているなどの理由により被保険者でない場合でも、世帯主が納税義務者（擬制世帯主）となります。

国民健康保険で受けられる給付

医療機関などにかかるとき

医療機関などの窓口で被保険者証※を提示すれば、自己負担割合に応じた一部負担金（義務教育就学前…2割、義務教育就学以上70歳未満…3割、70歳以上75歳未満…2割または3割）、を支払うことで医療を受けることができます。

- 診察　●病気やけがの治療　●入院
- 在宅療養（かかりつけ医による訪問診療）

※令和3年10月から、申し込みによりマイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになりました（一部医療機関などを除く）。

いったん治療費を全額自己負担したとき（療養費）

次のような場合は、いったん全額を自己負担しますが、申請することで自己負担を除いた額が支給されます。

- 被保険者証を持たずに診療を受けた診療費
- 治療用装具代（コルセットなど）
- 海外渡航中に受けた診療費

医療費が高額になったとき（高額療養費）

医療機関などで受診した1か月の医療費（保険適用外治療や入院時の食事代などを除く）が所得に応じた自己負担限度額を超えた場合、その超えた金額が高額療養費として払い戻されます。

子どもが生まれたとき（出産育児一時金）

被保険者が出産したとき出産育児一時金として50万円または48万8000円が支給されます。妊娠12週（85日）以降であれば、死産・流産でも支給されます。

ただし、職場の健康保険などで被保険者（被扶養者は除く）として継続して1年以上加入していた人が、資格喪失後6か月以内に出産したときは、職場の健康保険などへの請求もできます。この場合、国民健康保険からは支給されません。

死亡したとき（葬祭費）

加入者が亡くなったときに、葬祭執行者（喪主）に3万円が支給されます。

交通事故などにあったとき

交通事故など他人の行為（第三者行為）によってけがなどをした場合は、いったん国保で診療を受けることができます。ただし、後日加害者に国保負担金を請求するため、被害者の届出が必要です。

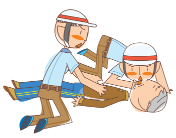

国民年金

問 保険医療課

国民年金は老後の暮らしや、けがや病気で障害者になった場合の生活を支える基盤となります。
日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入し被保険者となります。

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
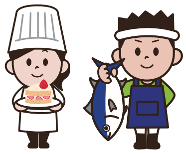		
20歳以上60歳未満の自営業・無職・学生など、第2号・第3号ではない人	原則65歳未満の厚生年金保険の被保険者と共済組合の組合員	20歳以上60歳未満の第2号被保険者に扶養されている配偶者

任意加入

次の人は、希望すれば第1号被保険者として加入することができます。

- 日本に住所のある60歳以上65歳未満の人
  60歳になっても年金を受給できる受給資格期間（年金を受給するために必要な期間）を満たさない人が不足期間を満たすために加入したり、受給資格期間を満たしている人でも、満額の年金に近づけるために加入することができます。
- 外国に住む日本人で20歳以上65歳未満の人
- 昭和40年4月1日以前に生まれた人で、受給資格期間の不足する65歳以上70歳未満の人（外国に住む日本人を含む）

こんなときは届出を

次のようなときは届け出てください。本人確認書類、マイナンバーがわかるものまたは基礎年金番号通知書（または年金手帳※）を持参してください。

届出ができるのは、本人または同一世帯の世帯員です。その他の人が届出をする場合は、委任状が必要です。

※令和4年4月から、年金手帳は基礎年金番号通知書に代わりました。今後、年金手帳の紛失などの場合は、基礎年金番号通知書を発行します。現在持っている年金手帳はそのまま使用できます。

こんなとき	手続きに必要なもの
会社を退職したとき	退職日がわかる書類（資格喪失証明書、離職票など）
配偶者の被扶養者でなくなったとき	扶養の喪失日がわかる書類（資格喪失証明書など）
任意加入するとき	預金通帳、通帳届出印
海外から転入・海外に転出するとき	—

国民年金保険料・納付

保険料

令和5年度の国民年金保険料は月額16,520円※です。
※保険料は毎年4月に改訂されます。

付加保険料

定額保険料に月額400円の付加保険料を追加して納付することにより、将来の老齢基礎年金の額を増額できます。付加保険料の納付は、申出月からです。

納付方法

納付方法は以下の3つがあります。

- 口座振替
- 日本年金機構が発行する納付書（金融機関、コンビニまたはスマートフォンアプリによる電子決済で納付）
- クレジットカード

保険料の納付期限は翌月末です。納付は口座振替での前納（6か月分、1年分、2年分をまとめて納付）・早割（当月末納付）が便利でお得です。6か月・1年・2年前納は現金・クレジットカードによる納付もできますが、口座振替の方が割引額はより多くなります。

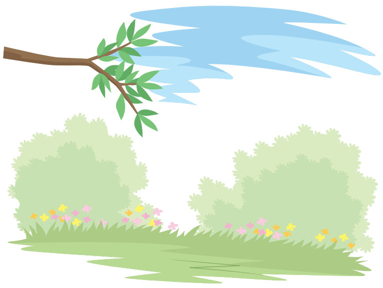

保険料の免除

産前産後免除

国民年金の第1号被保険者が出産した際に、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月の国民年金保険料が免除されます。申請には母子手帳などの出産予定日がわかる書類が必要です（出産後は市役所で確認できるため不要）。

保険料免除・納付猶予

収入の減少や失業などにより保険料を収めることが難しい場合は、申請により保険料を免除・猶予する制度があります。本人・配偶者および世帯主の前年所得が一定額以下の場合、申請して認められると保険料の全額または一部が免除されるか、納付が猶予されます。

申請期間 7月～翌年6月

※失業に伴う免除を希望する場合は、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知などが必要です。

学生納付特例

学生で前年所得が一定額以下の場合、申請して認められると保険料の納付が猶予されます。

申請期間 4月～翌年3月

●学生証または在学証明書が必要です。

※保険料免除・納付猶予または学生納付特例を受けた期間が10年以内であれば、追納ができます。

年金の種類

老齢基礎年金

保険料納付期間と免除期間を合わせた期間が10年以上ある場合に、65歳から受け取ることができます。60歳から65歳までの間に繰り上げて減額された保険料を受け取る「繰り上げ受給」や、66歳から75歳までの間に繰り下げて増額された保険料を受け取る「繰り下げ受給」があります。

障害基礎年金

病気やけがによって、生活や仕事などが制限されるようになった場合に受け取ることができます。初診日の前日において保険料納付要件を満たしているなど、一定の要件があります。

遺族基礎年金

亡くなった人に生計を維持されていた子がいる配偶者または子がいる場合に受け取ることができます。死亡日の前日において保険料納付要件を満たしているなど、一定の要件があります。

死亡一時金

死亡日の前日において、国民年金の第1号被保険者として保険料の納付期間が36月以上ある人が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受け取ることなく亡くなった場合に、その人と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。

年金生活者支援給付金

公的年金などの収入金額やその他の所得が一定基準以下の人に、年金に上乗せして生活の支援を図ることを目的として、支給されます。給付金を受け取るには年金生活者支援給付金請求書の提出が必要です。新たに受け取ることができる人には請求書が毎年9月頃に日本年金機構から送付されます。すでに受給している人は、手続きは不要です。

国民年金基金

問 全国国民年金基金

国民年金基金は、自営業の人などのために老齢基礎年金に上乗せして、より豊かな老後生活を保障するものです。

加入できる人

国民年金の第1号被保険者で20歳から60歳までの人および60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している人。ただし、次の人は加入できません。

●国民年金の保険料を納めていない人や免除されている人
●農業者年金基金に加入している人
●海外に住んでいる人

※国民年金基金に加入した人は、国民年金の付加保険料を納めることができません。

問い合わせ・資料請求は

全国国民年金基金近畿支部
〒541-0044　大阪市中央区伏見町3-3-8
淀屋橋KAKENビル2階　0120-65-4192

後期高齢者医療制度

問 保険医療課

- 75歳以上の人（生活保護受給者を除く）…75歳の誕生日から加入します。加入の手続きは不要です。
- 65歳以上75歳未満の一定の障害がある人…申請により奈良県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた日から対象となります。75歳になるまでは、いつでも撤回することができます。ただし、日をさかのぼって撤回することはできません。

保険料

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計額で、被保険者一人ひとりに対して賦課されます。

保険料の納め方

年金から天引きされる場合【特別徴収】

対象者

介護保険料が天引きされている年金額が年額18万円以上の人（介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超えない場合）

納め方

年金支給の際に、年金から保険料が天引きされます。

仮徴収			本徴収		
4月（1期）	6月（2期）	8月（3期）	10月（4期）	12月（5期）	2月（6期）

支払方法の変更について

年金からの天引きで保険料を納めている人は、申し出により口座振替に変更することもできます。希望する人は、保険医療課へ申し出てください。

口座振替に変更することにより、社会保険料控除は振替をする口座の名義人に適用され、世帯の税負担が軽くなる場合があります。

納付書・口座振替で納める場合【普通徴収】

対象者

- 介護保険料が天引きされている年金額が年額18万円未満の人
- 介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える人
- 介護保険料が年金から天引きされていない人
- 年度の途中で新たに加入した人や住所の異動があった人（次年度から特別徴収になる場合があります。）

納め方

市役所から送られてくる納付書で、納期内に指定された金融機関などで納めます。また、口座振替で納めることもできますので、指定の金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入して申し込んでください。（国民健康保険で口座振替をしている人も、新たに金融機関で申し込みが必要です）。

本徴収							
7月（1期）	8月（2期）	9月（3期）	10月（4期）	11月（5期）	12月（6期）	1月（7期）	2月（8期）

～還付金詐欺にご注意ください～

市役所の職員を装って金銭をだまし取る、「還付金詐欺」が発生しています。
医療費や保険料の払い戻しなどを理由に、ATM（現金自動預払機）の操作を依頼するようなことはありません。
不審な電話や訪問があった場合は、桜井警察署または市役所まで問い合わせてください。

医療費の自己負担額

医療機関で医療を受けるときに窓口で支払う費用は、医療費の1割・2割・3割のいずれかです。

健康診査

生活習慣病を早期発見し、適切な医療につなげていくため、被保険者を対象に1年度1回の健診を実施します。

実施期間 6月1日～翌年1月31日

実施場所 各医療機関（実施可能な医療機関は、予約時に医療機関に確認するか市役所まで問い合わせてください。）

自己負担 500円

受診時に必要なもの ●後期高齢者医療被保険者証　●健康診査受診券　●質問票（事前記入が必要）　●健診費用500円

※受診券、質問票は、実施時期に合わせて郵送します。

福祉医療制度

問 保険医療課

子ども医療費助成

保険診療にかかる医療費の自己負担分の一部を助成します。所得のわかる証明が必要となる場合があります。

対象 ●0歳から18歳　※生活保護受給者は対象外です。

ひとり親家庭等医療費助成

保険診療にかかる医療費の自己負担分の一部を助成します。所得制限があります。

対象 ●18歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭の親とその子ども
●父母のいない18歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭の親に準ずる人とその子ども
※後期高齢者医療被保険者および生活保護受給者は対象外です。

重度心身障害者医療費助成

保険診療にかかる医療費の自己負担分の一部を助成します。所得制限があります。

対象 ●重度身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている人
●療育手帳A1・A2の交付を受けている人
※後期高齢者医療被保険者および生活保護受給者は対象外です。

～スポーツ振興センター災害給付制度について～

学校管理下の怪我などでの受診が認められた場合、初診から治癒までの合計500点以上の診療について総医療費の4割がスポーツ振興センターから支給されます。
福祉医療費助成金と重複した場合、助成金を差し引いたり返金したりすることになりますので、福祉医療受給資格証は提示しないようお願いします。

重度心身障害老人等医療費助成

保険診療にかかる医療費の自己負担分の一部を助成します。所得制限があります。

対象 ●重度心身障害者医療費助成の対象となる障害を持つ人で、後期高齢者医療被保険者
●ひとり親家庭等医療費助成の対象となる人で、後期高齢者医療被保険者
※生活保護受給者は対象外です。

～高額療養費などについて～

加入している健康保険から高額療養費の給付を受けた場合は、福祉医療費助成金を差し引いたり、返金したりすることになります。

➡精神障害者医療費助成については障害者福祉（64ページ）へ

未熟児養育医療

身体の発育が未熟なまま生まれ入院を必要とする乳児が、指定養育医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費（指定養育医療機関において養育医療にかかった入院治療費のうち、医療保険適用後の自己負担額）を公費で負担する制度です（入院時の差額ベッド代や保険適用とならない治療費などを除く）。
この自己負担額も子ども医療費助成の対象となります。

WARNING WARNING WARNING WARNING WARNING

特殊詐欺

あれ？っと思ったら、
詐欺かも…と疑いましょう。

気づいて防ごう！

» オレオレ詐欺

「鞄を置き忘れた。
小切手が入っていた。
お金が必要だ。」

» 架空料金請求詐欺

「未払いの料金が
あります。今日中に
払わなければ裁判
になります。」などの
メールやハガキ

» 預貯金詐欺

「口座が犯罪に利用されています。キャッシュカードの交換手続きが必要です。」
「医療費などの過払い金があります。手続きをするのでカードを取りに行きます。」

» 交際あっせん詐欺

「女性紹介」等と
雑誌に掲載したり、
メールを送りつける

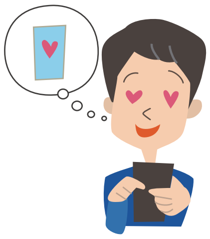

その他の特殊詐欺は、
こちらからも確認できます。

警視庁HP

特殊詐欺を未然に防ぐ4カ条

- ☑ 日頃から家族でよく話し合う

  詐欺を見破った人の多くは、「息子(孫)と声や話し方が違った」「話に矛盾があった」といいます。

- ☑ 電話でお金の話をしないと約束しておく
- ☑ 家族で事前に「合言葉」を決めておく
- ☑ 常に「留守番電話」に設定してもらう

出典元：警視庁HP「特殊詐欺とは」ページから、編集・作成
https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kurashi/tokushu/furikome/furikome.html